



理由

一世一元制については旧皇室典範第十二条に「践祚ノ後、元号ヲ建テ、一世ノ間ニ再び改メザルコト、明治元年ノ定制ニ從フ」とあつたが、新皇室典範にはその明文がなく、国旗、国歌とともに元号のことは、「これを国民に奉戴させる法的根拠がない、まことに遺憾である。」

第一五〇号 昭和四十七年一月二十四日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 千葉市登戸町三ノ一六二ノ一 井手毎治外十四名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一九八号 昭和四十七年一月二十七日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願

請願者 千葉市春日町二ノ一六ノ一八 秋葉利之外十四名

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第五九号 昭和四十七年一月十一日受理

恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ四ノ五〇

員年金受給者連盟内 武田隆二郎

紹介議員 郡 祐一君

恩給・共済年金受給者の待遇改善を左記のとおりすみやかに改善されたい。  
一、恩給の額及び共済年金額について現職公務員の給与の引上げ率と同率をもつて増額することの制度化を図るとともに、現行恩給と共済年金の仮定給料と現職公務員の給与との著しい格差を是正するための措置を講ずること。  
二、恩給・共済年金の最低保障額をさらに引き上げること。なお、この場合、恩給と共済年金の最低保障額を同額とすること。  
三、老齢者については、別途老齢加算の制度を設

けること。

四、公的年金受給者に対する福祉年金の併給制限を撤廃すること。

五、普通恩給及び共済年金に対し、税の減免措置を講ずること。

六、恩給・共済年金受給者の福祉増進のため現職公務員と同様の福祉事業の適用を受けられる制度の改善を図ること。

理由

恩給・共済年金のスライド制については、恩給法第二条の二あるいは地方公務員等共済組合法第七十四条の二において「国民の生活水準、公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案してすみやかに改定の措置を講ずるものとする」との規定がなされているが、この規定は現在のところ單なる精神的、訓示的な規定にとどまり、その具体的運用についての指針については、われわれのたび重なる真剣な要望にもかかわらず何らの解決策を講じられていない。

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一二号 昭和四十七年一月二十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

靖國神田無市南町一ノ二二ノ四九  
藤本正良外三十六名

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一九号 昭和四十七年一月二十一日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一四号 昭和四十七年一月二十一日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一五号 昭和四十七年一月二十一日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一六号 昭和四十七年一月二十一日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一七号 昭和四十七年一月二十一日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一八号 昭和四十七年一月二十四日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一九号 昭和四十七年一月二十四日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一二〇号 昭和四十七年一月二十四日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一二一號 昭和四十七年一月二十四日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一二二號 昭和四十七年一月二十四日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一二三號 昭和四十七年一月二十四日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一二四號 昭和四十七年一月二十四日受理

靖國神社參三君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三二号 昭和四十七年一月二十四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 神奈川県鎌倉市佐助一ノ四ノ二六  
清水祐治外一名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三三号 昭和四十七年一月二十四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都千代田区一番町二二ノ六  
九 高橋良

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三三号 昭和四十七年一月二十四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都千代田区三崎町一ノ四ノ一  
一二 渡辺信夫

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三三号 昭和四十七年一月二十四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都千代田区北烏山一ノ五ノ一  
一二 渡辺信夫

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三四号 昭和四十七年一月二十四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都武藏野市吉祥寺本町三ノ一  
三ノ一三カトウ方 戎能恵子外一  
名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三五号 昭和四十七年一月二十四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都世田谷区北烏山一ノ五一ノ  
一二 渡辺武之助外一名

紹介議員 野坂 參三君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三六号 昭和四十七年一月二十四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都千代田区一番町二二ノ六  
星野 力君

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三七号 昭和四十七年一月二十四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 福岡県久留米市西町一、〇〇四  
江崎まち子外三十四名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三八号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 岩手県二戸郡一戸町岩館字馬場平  
白木功外四十四名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三九号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 岩手県二戸郡一戸町岩館字馬場平  
白木功外四十四名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四〇号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都町田市本町三、五九九ノ  
七九 中村スミ外十九名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四一号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 名古屋市千種区徳川山町一ノ九ノ  
二四 堀部淑子外二十六名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四二号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京大井町一ノ五ノ一  
木村茂外四十四名

靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 神奈川県秦野市鈴張町二ノ二二  
青木勝次外三十四名

第一四三号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都三鷹市大沢三ノ一、〇二四  
周垣洋助

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四四号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 岩手県二戸郡金田一村字館一〇  
九 高橋かほり外四十四名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四五号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 新潟市松浜町三、六三四ノ一二  
藤田英忠外三十四名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四五号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 岡山市日近四〇七 鶯見富太郎外  
三十五名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 木村茂外四十四名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十五日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都目黒区東山三ノ二一 R B 三  
六 山下広

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 千葉県松戸市小金二〇〇 大久保  
教道

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都目黒区東山三ノ二一 R B 三  
六 山下広

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 埼玉県加須市東栄二ノ二ノ一七

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 埼玉原加須市東栄二ノ二ノ一七

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 木村茂外四十四名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都目黒区東山三ノ二一 R B 三  
六 山下広

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一八三号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都八王子市散田東一、一〇〇

紹介議員 河田 賢治君

ノ四 四 服部尚子

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一八四号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都世田谷区弦巻三ノ一四ノ一

紹介議員 須藤 五郎君

○ 久野牧

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一八五号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都世田谷区弦巻三ノ一四ノ一

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一八六号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都世田谷区弦巻三ノ一四ノ一

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一八七号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都世田谷区弦巻三ノ一四ノ一

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一八八号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都渋谷区猿楽町八ノ三シオン

○ 上平仁志

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一八九号 昭和四十七年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都渋谷区猿楽町八ノ三シオン

○ 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九〇号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 京都市伏見区深草上横繩町一〇ノ

一 二 海川哲也外十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九一号 昭和四十七年一月二十六日受理  
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に關する請願  
請願者 広島市大洲三ノ三ノ三三 雄谷孝

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九二号 昭和四十七年一月二十七日受理  
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に關する請願  
請願者 審内 笠原修

紹介議員 渡辺 武君  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 岩手県二戸郡福岡町字長嶺四〇ノ

一 中村弘外四十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九三号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 岩手県二戸郡福岡町字長嶺四〇ノ

一 村上貞美子

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九四号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 沖縄与那原町字与那原三五六 富

川ハル子外四十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九五号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 高知県香美郡吉川村吉原一、五〇

四 石丸富子外四十四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九六号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 村屋美智子外四十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九七号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 愛媛県南宇和郡城辺町 木田利雄

外三十五名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九八号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 田正司外四十一名

林信道外三十二名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一九九号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 愛媛県南宇和郡一本松町中川 西

田正司外四十一名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二〇〇号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 京都市伏見区深草上横繩町一〇ノ

一 二 海川哲也外十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二〇一号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 广島市大洲三ノ三ノ三三 雄谷孝

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二〇八号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都世田谷区松原一ノ七ノ二十四

子外二十七名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二〇九号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 沖縄那霸市寄宮二三三 金城ヤス

子外二十七名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二一〇号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 沖縄与那原町字与那原二八四 安

四 石丸富子外四十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二一一号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 沖縄与那原町字与那原二八四 安

外三十五名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二一二号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 沖縄与那原町字与那原二八四 安

外三十五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二一三号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 愛媛県南宇和郡城辺町 木田利雄

外三十五名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二一四号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 田正司外四十一名

林信道外三十二名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二一五号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 高知県香美郡吉川村吉原一、五〇

四 石丸富子外四十四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二一六号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都中野区新井二ノ四四ノ一

一 二 海川哲也外十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二一七号 昭和四十七年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願  
請願者 東京都世田谷区弦巻三ノ一四ノ一

一 二 海川哲也外十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

元外國政府等職員であつた者の共済年金通算について、「引揚後年の経過年数の制限」については、公企体職員等として就職した場合に限定しているが、共済組合法の建前に十分配慮し、合理的な措置をとること」との附帯決議が全会一致でなされているので、至急に本趣旨にそろよ善処されたい。

引揚後一年以内に公務員に就職した者と、一年をえた者とによって待遇に大きな差異が生じ、年金額に非常な差異の出ることはまことに不合理である。元満鉄職員につき実情調査をした結果は、引揚後一年以内の制限のため、国家公務員で二割、地方公務員で三割、国鉄職員で七割程度の者が救済されず、その他の多数の者が通算から除外されている。引揚後就職まで一年以上の長年月を要したのはまったく個人的理由ではなく、官庁側の都合に基因するもので自ら門戸を開ざしながら「一年を経過したから駄目だ」と通算を拒否することは、実情を無視した非情不合理的な取扱いである。これが救済策として、一定時点(二年十二月末が適当)以前の引揚者に対しては、その時点から起算して経過年月を計算するのが、當時の実情にそつた合理的な措置である。外国政府等職員はもろん旧令共済の掛金はかけていないが、そのため年金額も実勤務年月相当額の五十五パーセントに減額されているのであるから、通算の有無については、鮮鉄等職員との均衡を図るよう要望する。通算されない者の年金額は、外学歴、同一勤続年数の者の半額にすぎず、月額二万五千円程度の者も相当数おり、退職後の生計に脅威を感じている。









条第一項、第十五第三項（第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十五条の認可を除く。」を加える。

（日本原子力研究所法の一部改正）

第四条 日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「理事長及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣」を「内閣総理大臣の認可を受けて、理事長」に改める。

第十五條第一項中「内閣総理大臣は、」を「内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣の意見をきいて」を「内閣総理大臣の認可を受けて」に改める。

（少年院法の一部改正）

第五条 少年院法（昭和二十三年法律第一百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十五回中「法務大臣の認可を受けて」を削る。（婦人補導院法の一部改正）

第六条 婦人補導院法（昭和三十三年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「法務大臣の認可を受けて」を削る。

（保護司法の一部改正）

第七条 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。  
4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。（たばこ専売法の一部改正）

第八条 たばこ専売法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に後段として次のように加える。

（この場合において、第三十四条第一項中

「公社は、大蔵大臣の認可を受け」とあるのは、「公社は」と読み替えるものとする。

（酒税法の一部改正）

第九条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の四第一項及び第二項中「国税庁長官」を「その製造場の所在地の所轄税務署長」に改め、同条第三項及び第四項中「国税厅長官」を「その確認に係る税務署長」に改める。

（日本育英会法の一部改正）

第十一条 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「認可ヲ受ケタル」を「指定スル」に改める。

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正）

第十二条 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「役員」を「理事長及び監事」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 副理事長及び理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第二十九条中「農林大臣は、」を「農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。（たばこ専売法の一部改正）

第七条 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。（たばこ専売法の一部改正）

第八条 たばこ専売法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に後段として次のように加える。

（この場合において、第三十四条第一項中

に改める。

第十八条中「勅令」を「政令」に、「許可ヲ受クベキコト」を「許可ヲ受ケ又ハ行政官厅ニ届出ヲ為スベキコト」に改める。

第二十一条から第四十三条までを次のように改める。

第二十一条乃至第四十三条 削除

第四十四条中「蚕糸業会」を削る。

第四十五条中「第十八条」を「第十八条ノ規定ニ依ル許可ヲ受クベキ旨ノ命令」に改める。

第二十一条乃至第四十三条 削除

第四十八条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

2 第十八条ノ規定ニ依ル命令ニ係ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

第十四条中「若ハ第二号」を「乃至第三号」に改める。

第五十条及び第五十一条を削る。

（電波法の一部改正）

第十三条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三百万メガサイクル」を「三百万メガヘルツ」に改める。

第六条第一項第四号中「船舶局（船舶の無線局をいう。以下同じ。）及び航空機局（航空機の無線局をいう。以下同じ。）」を「船舶の無線局及び航空機の無線局」に改め、同条第三項中「船舶局」の下に「（船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「航空機局」の下に「（航空機の無線局のうち、無線設備がレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。）」を加える。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。（たばこ専売法の一部改正）

第七条 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。（たばこ専売法の一部改正）

第八条 たばこ専売法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に後段として次のように加える。

（この場合において、第三十四条第一項中

のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局」に改める。

第六十四条第一項中「四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまで」を「四百八十五キロヘルツから五百十五キロヘルツまで」に改める。

第七十三条第一項ただし書を次のように改める。

第六十五条第一項中「五百キロサイクル」を「五百キロヘルツ」に改める。

第七十三条第一項ただし書を次のように改める。

第六十六条第一項中「五百キロサイクル」を「五百キロヘルツ」に改める。

第六十七条第一項及び第三項に規定する場合においては、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行なう。

第六十八条第一項及び第三項に規定する場合においては、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行なうことができる。

第六十九条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の検査は、当該検査を毎年行なう必要がないと認める無線局並びに外国地圖を航行中の船舶及び航空機の無線局については、同一の規定にかかるらず、省略することができ

る。

第七十条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の検査は、当該検査を毎年行なう必要

がないと認める無線局並びに外国地圖を航行中の船舶及び航空機の無線局については、同一の規定にかかるらず、省略することができ

る。

第七十一条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の検査は、当該検査を毎年行なう必要

がないと認める無線局並びに外国地圖を航行中の船舶及び航空機の無線局については、同一の規定にかかるらず、省略することができ

る。

第七十二条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の検査は、当該検査を毎年行なう必要

がないと認める無線局並びに外国地圖を航行中の船舶及び航空機の無線局については、同一の規定にかかるらず、省略することができ

る。

第八十二条第三項中「第七十三条第三項及び

第四項」を「第七十三条第五項及び第六項」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第一百条第三項」を「第一百条第五項」に改める。

第一百条第一項第一号中「十キロヘルツ」を「十キロヘルツ」に、「及び平衡二線式裸線搬送設備その他の郵政設備」を「平衡二線式裸線搬送設備その他の郵政省令で定める通信設備」に改め、同項第二号中「十キロサイクル」を「十キロヘルツ」に改め、同条第二項中「次項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第七十三条第二項から第四項まで」を「第七十三条第三項、第五項及び第六項」に、「第八十一条」を「並びに第八十一条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

4 第一項の許可を受けた者が当該設備を譲り渡したとき、又は同項の許可を受けた者について相続若しくは合併があつたときは、当該設備を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

4 前項の規定により第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、退職なく、その事實を証する書面を添えてその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

第一百二条の二第一項中「八百九十九メガサイクリ」を「八百九十九メガヘルツ」に改める。

第一百条第五号中「第一百条第三項」を「第一百条第五項」に改める。

第一百一条中「若しくは第二項（第一百条第三項において準用する場合を含む。）」を「第三項（第一百条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第一百十二条第三号中「第一百条第三項」を「第一百条第五項」に改める。

第一百六条第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第一号及び第三項中「第一項後段」を「第一項」に改める。

号中「第一百条第三項」を「第一百条第五項」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第一百条第四項の規定に違反して、届出をの後に次の二号を加える。

（放送法の一部改正）

第十四条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「五百二十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまで」を「五百二十五キロヘルツから千六百五キロヘルツまで」に改め、同号ロ中「三十メガサイクル」を「三十メガヘルツ」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第十五条 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第四十七条 東日本電信電話法（昭和四十年法律第三百四十四号）の特例を定めることができる。

（不動産登記法の特例）

第四十七条 事業地内の土地及び建物の登記に

ついては、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第三百四十四号）の特例を定めることができる。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第十六条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第三百七号）の一部を次のように改正する。

（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第三百七号）の一部を次のように改正する。）

第十五条第一項中「工事の途中において」を

「工事が完了した場合には」に改め、同項後段

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項に規定する工事の途中においても、建設省令で定めることにより、前項に規定する工事の区分

する。この場合に、前項に規定する工事の区分に従い、当該工事の検査を行なうことができることにより、前項に規定する工事の区分

する。

第十五条の二並びに第十六条第一項及び第三項中「第一項後段」を「第一項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第十三条、第十四条及び附則第十一項 昭和四十七年六月一日

二 第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十条までの改正規定並びに第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十二項及び第十三項 公布の日から起算して九十日を経過した日

（経過措置）

この法律の施行前に第二条から第四条までの規定による改正前の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣が任命した理化学研究所の副理事長若しくは理事、新技術開発事業団の専務理事、理事若しくは開発審議会の委員又は日本原子力研究所の副理事長若しくは理事は、第二条から第四条までの規定による改正後の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

7 旧蚕糸業会は、この法律の施行の日から起算して九十日を経過する日までの間ににおいて、法令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）に基づく社団法人となること

ができる。

6 旧蚕糸業会で附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際現に清算中のものを清算については、なお従前の例による。

7 旧蚕糸業会は、この法律の施行の日から起算して九十日を経過する日までの間ににおいて、法令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）に基づく社団法人となること

ができる。

8 前項の規定による旧蚕糸業会の組織変更に係る登記に必要な事項は、政令で定める。

9 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（農林省設置法の一部改正）

10 農林省設置法（昭和二十四年法律第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

四十三 蚕種製造業、製糸業その他の蚕糸業者の許可又は免許を与えること。

（郵政省設置法の一部改正）

11 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

四十三 蚕種製造業、製糸業その他の蚕糸業者の許可又は免許を与えること。

（農林大臣が任命した蚕種振興事業団の副理事長認定又は確認を受けたものとみなす。）

若しくは理事又は評議員は、第十一条の規定による改正後の同法第二十七条第二項又は第三十条第一項の規定により農林大臣の認可を受けた日から施行する。

若しくは理事又は評議員は、第十一条の規定による改正後の同法第二十七条第二項又は第三十条第一項の規定により農林大臣の認可を受けたものとみなす。

七条第一項の規定により農林大臣の認可を受けた日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第十三条、第十四条及び附則第十一項 昭和四十七年六月一日

二 第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十条までの改正規定並びに第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十二項及び第十三項 公布の日から起算して九十日を経過した日

（経過措置）

この法律の施行前に第二条から第四条までの規定による改正前の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣が任命した理化学研究所の副理事長若しくは理事、新技術開発事業団の専務理事、理事若しくは開発審議会の委員又は日本原子力研究所の副理事長若しくは理事は、第二条から第四条までの規定による改正後の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

七条第一項の規定により農林大臣の認可を受けた日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第十三条、第十四条及び附則第十一項 昭和四十七年六月一日

二 第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十条までの改正規定並びに第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十二項及び第十三項 公布の日から起算して九十日を経過した日

（経過措置）

この法律の施行前に第二条から第四条までの規定による改正前の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣が任命した理化学研究所の副理事長若しくは理事、新技術開発事業団の専務理事、理事若しくは開発審議会の委員又は日本原子力研究所の副理事長若しくは理事は、第二条から第四条までの規定による改正後の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

七条第一項の規定により農林大臣の認可を受けた日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第十三条、第十四条及び附則第十一項 昭和四十七年六月一日

二 第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十条までの改正規定並びに第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十二項及び第十三項 公布の日から起算して九十日を経過した日

（経過措置）

この法律の施行前に第二条から第四条までの規定による改正前の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣が任命した理化学研究所の副理事長若しくは理事、新技術開発事業団の専務理事、理事若しくは開発審議会の委員又は日本原子力研究所の副理事長若しくは理事は、第二条から第四条までの規定による改正後の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

七条第一項の規定により農林大臣の認可を受けた日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第十三条、第十四条及び附則第十一項 昭和四十七年六月一日

二 第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十条までの改正規定並びに第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十二項及び第十三項 公布の日から起算して九十日を経過した日

（経過措置）

この法律の施行前に第二条から第四条までの規定による改正前の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣が任命した理化学研究所の副理事長若しくは理事、新技術開発事業団の専務理事、理事若しくは開発審議会の委員又は日本原子力研究所の副理事長若しくは理事は、第二条から第四条までの規定による改正後の理化学研究所法第十二条第二項、新技術開発事業団法第十二条第二項若しくは第二十五条又は日本原子力研究所法第十二条第二項の規定により内閣總理大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

七条第一項の規定により農林大臣の認可を受けた日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第十三条、第十四条及び附則第十一項 昭和四十七年六月一日

二 第十二条中蚕糸業法第二十一条から第四十条までの改正規定並びに第五十条及び第五十一条を削る改正規定並びに附則第五項、第六項、第十二項及び第十三項 公布の日から起算して九十日を経過した日

（経過措置）



「一、一一一、六〇〇円」を「一、〇一〇、三〇〇円」を「一、一三三、四〇〇円」を「九七五、五〇〇円」を「一、〇七四、〇〇〇円」と、「九三九、九〇〇円」を「一、〇三四、八〇〇円」を「六五七、七〇〇円」を「七一四、一〇〇円」を「五六三、五〇〇円」を「六一〇、四〇〇円」を「五三四、四〇〇円」を「五八八、四〇〇円」を「五四〇、一〇〇円」を「四八四、七〇〇円」を「四一〇、六〇〇円」を「四五二、一〇〇円」を「三八六、九〇〇円」を「四二六、〇〇〇円」を「三六一、九〇〇円」を「三九九、六〇〇円」を「三三九、四〇〇円」を「三七三、七〇〇円」を「三一八、六〇〇円」を「三六一、八〇〇円」を「三一〇九、一〇〇円」を「三四〇、四〇〇円」を「三一七四、六〇〇円」を「三〇一、三〇〇円」を「一六七、九〇〇円」を「一九五、〇〇〇円」を「一五七、三〇〇円」を「一八三、三〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」を「一七一、九〇〇円」を「一三〇、四〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」を「一一六、一〇〇円」を「一八三、三〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

**第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律五百五十五号)**の一部を次のようて改正する。

12 前項の規定により在職期間に加えられることとなる年月数は、旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年の年月数とみなす。  
附則第二十四条の十一を附則第二十四条の十二とし、附則第二十四条の十の次に次の一条を加える。

附則第二十四条に次の二項を加える。  
第五項の規定は、法律第三十一号による改  
正前の恩給法第三十二条第一項に規定する服  
務をした旧軍人以外の公務員（旧軍属を除  
く。）の服務期間で政令で定めるものにつき在  
職手当計算する場合について準用する。

「仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第六の下欄に掲げる金額」とする。  
附則第二十二条の三中「一万二千円」を「一  
万四百円」に改める。

精改第十五章第一項第一号及び第三号に規定する扶助料を除く。)で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての所要最短在職年数未満のもののうち六十五歳未満の者(扶助料を受ける妻及び子を除く。)に給する普通恩給又は扶助料について

等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条に規定する特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く。）又は扶助料（恩

でその基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものについては、当該仮定俸給年額にそれを対応する附則別表第六の下欄に掲げる「金額」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

附則第二十一条中「同項同項第一号」を「同項第一号」に改め、同条に次のただし書きを加える。  
ただし、同項第一号に規定する扶助料の年額が二十四万円未満であるときは二十四万円とし、同項第三号に規定する扶助料の年額が十八万円未満であるときは十八万円とする。  
附則第四十一条第一項中「医療団職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給について

軍人、旧海軍人又は「旧軍屬」とあるのは「旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）」と読み替えるものとする。

助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の属する月から」と、「旧

は開する日本日とアーバン合衆日との間の協定の効力発生の日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十二

に第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合は準用する。この場合において、附則第十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「琉球諸島及び大東諸島

についての最短恩給年限に達することとなる。もの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「琉球諸島及び大東諸島に關する日本国」とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日」と読み替えるものとする。

は、昭和四十七年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十七年十月」と読み替えるものとする。

附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（外国政府職員となる前の公務員としての在職年を除く）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における法律第号による改正後の附則第

四十二条の規定により給すべき普通恩給又は

第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十七年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族

号。以下「法律第 号」という。による改正後の附則第四十二条の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則

以下「法律第十一号」といふことを「法律第八十一号」に改める。  
附則第四十二条の三の次に次の一条を加える。

職していた者　当該外國政府職員としての  
在職年月数

を削り、同項ただし書きを削る。  
附則第四十一条の二第一項中「救護員となる  
前の公務員としての在職年が普通恩給について  
の最短恩給年限に達している者の場合を除き」  
を削り、同項ただし書きを削る。

扶助料の年額について準用する。

附則第四十三条中「前三条」を「附則第四十二条から前条まで」に改める。

附則第四十三条の二中「第四十二条の三」を「第四十二条の四」に改め、「昭和三十九年十月一日」の下に「(政令で定める者)(以下「政令指定者」という。)」に改める。昭和四十七年十月一日」を、「昭和三十九年十月」の下に「(政令指定者)」に改める。

月指定者にあつては、昭和四十七年十月」を加える。

附則別表第一を次のように改める。

階級	仮定期給年額
大将	一、九四四、九〇〇円
中将	一、六〇三、七〇〇円
少将	一、二五二、四〇〇円
大佐	一、〇七四、〇〇〇円
中佐	一、〇三五、〇〇〇円
少佐	七九六、五〇〇円
大尉	六七一、九〇〇円
中尉	五三〇、六〇〇円
少尉	四五二、一〇〇円
准士官	四一五、八〇〇円
曹長又は上等兵曹	三四〇、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	三一八、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	三〇九、六〇〇円
兵	二八三、三〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一一一、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を

「二八一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一四〇、〇〇〇円」を「二六〇、〇〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一九八、〇〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一五六、〇〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「二三五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

仮定期給年額	金額
一、九四四、九〇〇円	一、八七五、七〇〇円
一、九〇三、七〇〇円	一、五六九、一〇〇円
一、九四四、九〇〇円	一、八七五、七〇〇円
一、九一五、四〇〇円	一、一二一、六〇〇円
一、〇七四、〇〇〇円	一、〇三四、八〇〇円
一、〇二五、〇〇〇円	九七五、八〇〇円
七九六、五〇〇円	七六七、八〇〇円
六七一、九〇〇円	六二〇、四〇〇円
五三〇、六〇〇円	四八四、七〇〇円
四五二、一〇〇円	四二六、〇〇〇円
四一五、八〇〇円	三七三、七〇〇円
三四〇、四〇〇円	三〇九、六〇〇円
三一八、一〇〇円	二九五、〇〇〇円
三〇九、六〇〇円	二八三、三〇〇円
二八三、三〇〇円	二四九、〇〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の規定により当該公務員として在職していた期間(同条、第八条、第十条又は前条の規定により当該公務員として在職していた期間)を除く。改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員として在職していたものとみなす。

第四条 第二項中「以下本項及び第十条の二」を「第十条の二及び第十条の三」に「改正前の恩給法第二十条に規定する文官又は準文官」を「同条に規定する公務員又は公務員に準すべき

者」に改め、「(改正前の恩給法第二十二条に規定する教育職員又は準教育職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続きこれに相当する奄美群島にあつた公立学校の職員となつた場合にあつては、これを同条に規定する教育職員又は準教育職員として勤続するものとみなし、同法第二十三条に規定する警察監獄職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定めるこれに相当する琉球諸島民政府職員となつた場合にあつては、これを同条に規定する警察監獄職員として勤続する者とみなし)及び「実在職年に附すべき加算年、勤続在職年についての加給(奄美群島にあつた機関の職員に係るものと除く)及び「を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により恩給に関する法令の規定を適用して給する恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額は、琉球諸島民政府職員の退職当時(第六条第二項に規定する者にあつては、その退職とみなされた当時)の俸給年額に基づき政令で定める方法により算定して得た額とする。

第四条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(公務員とみなされる在職)

第十条の三 第四条第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員として在職していた者については、その琉球諸島民政府職員として在職していた期間(同条、第八条、第十条又は前条の規定により当該公務員として在職していたとみなされた期間を除く。改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員として在職していたものとみなす)に規定する公務員として在職していたものとみなす。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その年額が十八万円未満であるときは、十八万円とする。

附則第六条に次の二項を加える。

6 第一項及び第二項の規定は、普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢が六十五歳以上七十歳未満である場合の普通恩給又は扶助料(第一項、第四項又は前項に規定する普通恩給又は扶助料を除く)の年額について準用する。

この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは「昭和四十七年十月分」と、「扶助料の年額」とあるのは「普通恩給又は扶助料の年額」と、第二項中「昭和四十一

年九月三十日」とあるのは「昭和四十七年九月三十日」と読み替えるものとする。

附則第八条第一項中「昭和四十四年十月分」を「昭和四十七年十月分」に「九万六千円」を「十一万四百円」に、「四万八千円」を「五万五千円」に改め、同条第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「昭和四十五年十月分以降の」を削り、「九万六千円」を「十一万四百円」に、「十二万円」を「十三万四千四百円」に、「四千二百円」に改め、同条第二項中「七十年」を「六十年」に改め、「五万五千二百円」に、「六万円」を「六万七千二百円」に改め、同条第四項中「昭和四十四年九月三十日」を「昭和四十七年九月三十日」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項を削る。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「若しくは文官とみなされる者」を「文官とみなされる者若しくは待遇職員」に改め、同条第二項中「前項」を「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第二号。以下「法律第一号」といふ。）による改正前の前項」に「同年」を「昭和四十五年」に改め、同条に次の一項を加える。

3 昭和四十七年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者で、法律第二号による改正後の第一項の規定に係るものについては、同年十月分以降、その年額を、同法による改正後の恩給法、法律第一百五十五号附則及び第一項の規定によつて算出しうて得た年額に改定する。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「四一九、二五〇円」を「七八〇、〇〇〇円」に、「三三九、七五〇円」を「六三一、五〇〇円」に、「一七二、二五〇円」を「五〇七、〇〇〇円」に、「一〇五、五〇〇円」を「三八一、五〇〇円」に、「一一一、五〇〇円」を「二九六、一五〇円」に、「一二一、五〇〇円」を「二二六、五〇〇円」に、「一一三、二五〇円」を「一一〇、七五〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一九五、〇〇〇円」に、「七九、五〇〇円」を「一四八、五〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「五四、七五〇円」を「一〇一、二五〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一五六、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「一万一千円」を「二万四百円」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百五十五号。以下「法律第二百五十五号」という。）附則第二十条の改正規定及び第四条の規定は、昭和四十

八年一月一日から施行する。

第二条 第三条の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）の規定並びに

附則第十四条第二項及び第三項、第五十五条、第十六条、第十七条第二項、第十八条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに第二十条の規定

は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（以下「沖縄復帰の日」という。）から適用する。

（文官等の恩給年額の改定）

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員（法律第二百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。附則第十二条を除き、以下同じ。）若しくは死亡した公務員に準する者（法律第二百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍

人（以下「旧準軍人」という。）を除く。以下同じ。）

又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料について、昭和四十七年十月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。

（恩給法及び扶助料の改定）

第一次号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定期付俸給年額を退職の時期の

又は死（当時の俸給年額とみなし、改正後退職の年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。）の恩給法及び扶助料について、昭和四十七年十月分以降、その年額を改定する。

（扶助料の改定）

第一次号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定期付俸給年額を退職の時期の

又は死（当時の俸給年額とみなし、改正後退職の年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。）の恩給法及び扶助料について、昭和四十七年十月分以降、その年額を改定する。

（扶助料の改定）

第一次号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定期付俸給年額を退職の時期の

又は死（当時の俸給年額とみなし、改正後退職の年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。）の恩給法及び扶助料について、昭和四十七年十月分以降、その年額を改定する。

（扶助料の改定）

第一次号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定期付俸給年額を退職の時期の

又は死（当時の俸給年額とみなし、改正後退職の年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。）の恩給法及び扶助料について、昭和四十七年十月分以降、その年額を改定する。

（扶助料の改定）

第一次号及び第三号の普通恩給及び扶助料について、昭和四十七年十月分以降、その年額を改定する。

（扶助料の改定）

第一次号及び第三号の普通恩給及び扶助料について、昭和三十五年三月三十一日において施行された給与に関する法令（以下「旧給与法令」とい

う。）が当該公務員又は公務員に準する者の退職の日まで施行されていたとしたならば、

改定に関する法律の規定を適用したとした場合に昭和四十七年九月三十日において受けることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定期付俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正

後の恩給法及び法律第二百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。ただし、

昭和四十五年三月三十一日以前に退職した者に係る当該改定期付俸給年額が、これらの者の退職当時の俸給年額に次の表の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第二百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額より少ないときは、当該年額をもつてその改定期付俸給年額とする。

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一一〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・七五六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・四二七
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一〇一



者は、施行日から起算して六月以内に、裁定厅に對して、琉球諸島民政府職員を退職したものとみなされた日後の在職年の通算を希望する旨を申し出ることができる。

2 改正後の特別措置法第六条第二項の規定は、前項の規定による申出をした者については、適用がなかつたものとみなす。

第十九条 前条第一項に規定する申出をした者に係る普通恩給の年額は、琉球諸島民政府職員を退職したものとみなされた日後の在職年を加えた在職年数に基づき算出して得た年額から、改正前の特別措置法第四条第一項、第十条第一項又は第十条の二第一項に規定する琉球諸島民政府職員としての在職期間中に支給された普通恩給の額の十五分の一に相当する額を控除した額とする。

2 前条第一項に規定する申出をした者については、沖縄復帰の日の属する月分以降、その普通恩給又は扶助料の年額を、前項及び改正後の特別措置法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 附則第十四条第二項の規定は、前項の規定によりその年額が改定されることとなる普通恩給又は扶助料の年額の計算の基礎となる俸給の年額の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「これらの規定」とあるのは、「同法第四条、第十条又は第十条の二」と読み替えるものとする。

第二十条 改正後の特別措置法第四条第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員として在職していた期間のうち、次に掲げる期間は、同法第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定する公務員として在職していたものとみなされる期間に算入しない。

一 改正後の特別措置法第四条の二の規定の適用により年金たる給付を受けた者の当該給付の基礎となつた期間

二 元沖縄県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置

法(千九百六十八年立法第七十八号)の規定の適用により年金たる給付を受けた者の当該給付の基礎となつた期間

2 改正後の特別措置法第十条の三及び附則第十三条から前条までの規定は、公務員退職年金法(千九百六十五年立法第一百号)、公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第一百四十七号)、公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十八年立法第一百四十八号)、公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第一百五十四号)又は公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(千九百六十九年立法第一百五十五号)に係る年金たる給付を受ける者については、適用しない。

3 前項に規定する者のうち、改正前の特別措置法第四条、第十条又は第十条の二の規定の適用により年金たる恩給を受けていた者に対する恩給に關する法令の適用については、なおこれら の規定の例による。

(警察監獄職員の勤続在職年についての加給に關する特例)

第二十一条 警察監獄職員(警察監獄職員とみなされる者を含む。以下同じ。)が引き続き警察監獄事務に従事する文官又は文官とみなされる者となり、さらに引き続き警察監獄職員となつた場合における警察監獄職員としての在職年を勤続するものとみなして法律第一百五十五号による改正前の恩給法第六十三条第三項又は法律第一百五十五号附則第七条の規定を適用したとしたならば、これらの規定により勤続在職年についての加給が附せられるべきであつた普通恩給については、これらの規定の例により加給するものとする。

2 前項の規定に係る普通恩給又は扶助料については、昭和四十七年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び法律第一百五十五号附則並びに同項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第二十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条、第十二条、第十三条、第十七条、第十九条及び前条の規定による

条、第十七条、第十九条及び前条の規定によるものを除き、裁定厅が受給者の請求を待たずに

の生じた普通恩給についても適用する。

行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)  
第一十三条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十七年九月三十日以前に給与事由

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮 定 債 約 年 額
一七九、七〇〇円	一九七、八〇〇円
一八四、七〇〇円	一一三、四〇〇円
一八九、〇〇〇円	二〇八、一〇〇円
一九五、一〇〇円	二一四、八〇〇円
一九八、八〇〇円	二一八、九〇〇円
二〇五、七〇〇円	二二六、五〇〇円
二一五、七〇〇円	二三七、五〇〇円
二二六、二〇〇円	二四九、〇〇〇円
二三六、四〇〇円	二六〇、三〇〇円
二四七、〇〇〇円	二七一、九〇〇円
一五七、三〇〇円	二八三、三〇〇円
二六七、九〇〇円	二九五、〇〇〇円
二七四、六〇〇円	三〇二、三〇〇円
二八一、二〇〇円	三〇九、六〇〇円
二八八、九〇〇円	三一八、一〇〇円
二九九、八〇〇円	三四〇、一〇〇円
三〇九、二〇〇円	三五〇、一〇〇円
三一八、〇〇〇円	三六一、八〇〇円
三二八、六〇〇円	三七三、七〇〇円
三三九、四〇〇円	三八六、六〇〇円
三五一、一〇〇円	

三六二、九〇〇円	三九九、六〇〇円
三七七、七〇〇円	四一五、八〇〇円
三八六、九〇〇円	四二六、〇〇〇円
三九九、〇〇〇円	四三九、三〇〇円
四一〇、六〇〇円	四五二、一〇〇円
四三四、一〇〇円	四七七、九〇〇円
四四〇、一〇〇円	四八四、七〇〇円
四五八、一〇〇円	五〇四、四〇〇円
四八一、九〇〇円	五三〇、六〇〇円
五〇八、三〇〇円	五五九、六〇〇円
五二一、六〇〇円	五七四、三〇〇円
五三四、四〇〇円	五八八、四〇〇円
五五一、八〇〇円	六〇八、六〇〇円
五六三、五〇〇円	六二〇、四〇〇円
五九四、八〇〇円	六五四、九〇〇円
六一〇、三〇〇円	六七一、九〇〇円
六二六、四〇〇円	一、五七七、三〇〇円
六五七、七〇〇円	一、六四〇、四〇〇円
六八九、一〇〇円	一、六七一、六〇〇円
六九七、四〇〇円	一、七〇三、六〇〇円
七一三、四〇〇円	一、七六六、五〇〇円
七六〇、三〇〇円	一、八二九、四〇〇円
七九七、〇〇〇円	一、八六〇、五〇〇円
八一九、五〇〇円	一、八九二、四〇〇円
八四一、六〇〇円	九〇一、二〇〇円
八八六、三〇〇円	九二六、六〇〇円
九三一、〇〇〇円	九七五、八〇〇円

九三九、九〇〇円	一、〇三四、八〇〇円
九七五、五〇〇円	一、〇七四、〇〇〇円
一、〇一〇、三〇〇円	一、一三三、四〇〇円
一、〇六五、一〇〇円	一、一七二、七〇〇円
一、一〇九、五〇〇円	一、一三一、六〇〇円
一、一三七、五〇〇円	一、一五二、四〇〇円
一、一六七、五〇〇円	一、二八五、四〇〇円
一、二二五、一〇〇円	一、三四八、八〇〇円
一、二二八、三〇〇円	一、四一二、九〇〇円
一、三一二、六〇〇円	一、四四五、二〇〇円
一、三四一、〇〇〇円	一、四七六、四〇〇円
一、三九八、八〇〇円	一、五四〇、一〇〇円
一、四二五、二〇〇円	一、五六九、一〇〇円
一、四五六、六〇〇円	一、六〇三、七〇〇円
一、五四、三〇〇円	一、六六七、二〇〇円
一、五七七、三〇〇円	一、七三六、六〇〇円
一、六〇九、七〇〇円	一、七七一、三〇〇円
一、六四〇、四〇〇円	一、八〇六、一〇〇円
一、六七一、六〇〇円	一、八四一、五〇〇円
一、八七五、七〇〇円	一、八七五、七〇〇円
一、九四四、九〇〇円	一、九四四、九〇〇円
一、一〇一四、二〇〇円	一、一〇一四、二〇〇円
一、一〇四八、四〇〇円	一、一〇四八、四〇〇円
一、一〇八三、五〇〇円	一、一〇八三、五〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一七九、七〇〇円未満の場合又は一、八九、四〇〇円をこえる場合には、その年額に百分の百十一を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

附則別表第二

附則別表第三

附則別表第二

恩給年額の基礎 となつていいる俸給年額	仮定俸給年額
五三一、五〇〇円	五六六、三〇〇円
六三六、六〇〇円	七〇〇、九〇〇円
七四〇、八〇〇円	八一五、六〇〇円
八五七、四〇〇円	九四四、〇〇〇円
九七四、二〇〇円	一〇七二、六〇〇円
一〇九一、四〇〇円	一一〇一、六〇〇円
一一〇八、〇〇〇円	一三三〇、〇〇〇円
一三三四、六〇〇円	一四五八、四〇〇円
一五八〇、三〇〇円	一七三九、九〇〇円
一六四八、九〇〇円	一八一五、四〇〇円
一七一二、五〇〇円	一八八五、五〇〇円
一八〇六、一〇〇円	一九八八、五〇〇円
一九二、七〇〇円	二一一五、八〇〇円
二〇八二、〇〇〇円	二二九二、三〇〇円
二一八八、八〇〇円	二四〇九、九〇〇円
二三四八、九〇〇円	二五八六、一〇〇円
二九三六、一〇〇円	三三三一、六〇〇円
二九三六、一〇〇円	六二一、〇〇〇円
二九三六、一〇〇円	六八三、七〇〇円
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	
五八九、一〇〇円	七二二、〇〇〇円
七九九、六〇〇円	八五六、四〇〇円
九七三、五〇〇円	一〇七一、八〇〇円
一〇九〇、〇〇〇円	一一六六、〇〇〇円
一〇七九、六〇〇円	一二八六、六〇〇円
一一六八、六〇〇円	一三〇三、六〇〇円
一三九九、三〇〇円	一五四〇、六〇〇円
一五一五、九〇〇円	一六六九、〇〇〇円
一六四三、〇〇〇円	一八〇八、九〇〇円
一七七〇、二〇〇円	一九四九、〇〇〇円
一八九八、一〇〇円	二〇八九、八〇〇円
二二九二、三〇〇円	二一一五、八〇〇円
二九二、七〇〇円	二二九二、三〇〇円
二〇八二、〇〇〇円	二三四八、九〇〇円
二一八八、八〇〇円	二五八六、一〇〇円
二三四八、九〇〇円	二九三六、一〇〇円
二九三六、一〇〇円	六二一、〇〇〇円
二九三六、一〇〇円	六八三、七〇〇円
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	
五八九、一〇〇円	七五八、七〇〇円
七八三、九〇〇円	八八〇、四〇〇円
九四一、九〇〇円	一〇七一、八〇〇円
一一六六、〇〇〇円	一二八六、六〇〇円
一二八六、六〇〇円	一三〇三、六〇〇円
一五四〇、六〇〇円	一六六九、〇〇〇円
一六六九、〇〇〇円	一八〇八、九〇〇円
一九四九、〇〇〇円	二〇八九、八〇〇円
二二九二、三〇〇円	二一一五、八〇〇円
二二九二、三〇〇円	二二九二、三〇〇円
二三四八、九〇〇円	二五八六、一〇〇円
二九三六、一〇〇円	二九三六、一〇〇円
六二一、〇〇〇円	六八三、七〇〇円

(昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

**(部改正)**  
第一条 昭和四十二年度以後における國家公務員  
共済組合等からの年金の額の改定に関する法律  
(昭和四十二年法律第二百四号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第一条の四の次に次の二条を加える。  
(昭和四十七年度における特別措置法による  
退職年金等の額の改定)

第一条の五 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十七年十月分以後、

その額を、その算定の基礎となつてある別表

第一の六の仮定俸給（第一条の三第三項の規

定若しくは前条第四項において準用する第一

条第六項の規定により第一条の三第二項各号

に掲げる金額若しくは從前の年金額をもつて

改定年金額とした年金又は前条第三項におい

て読み替えた同条第二項の規定の適用を受ける

年金若しくは從前の年金額をもつて

改定年金額とした年金又は前条第三項におい

及び前項ただし書の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金

に相当する年金 十三万四千四百円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年

金 六万七千二百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分

の七・五に相当する金額

四 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年

金を受ける者が六十五歳に達したとき（同項

六十五歳に達したときは除く）は、その達し

た日の属する月の翌月分以後、前項の規定に

準じてその額を改定する。

五 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適

用を受ける年金の額の改定について準用す

る。

第一条の四の次に次の二条を加える。

（昭和四十七年度における特別措置法による

公務傷病年金等の額の改定）

第二条の五 前条第二項の規定の適用を受ける

年金については、昭和四十七年十月分以後、

その額を当該各号に掲げる額に改定す

る。ただし、旧法の規定による退職年金又は

遺族年金に相当する年金については、これら

の年金の額の計算の基礎となつた組合員期間

のうち実在職した期間が旧法の規定による退

職年金に相当する年金を受ける最短年金年限

に満たない場合は、この限りでない。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金

に相当する年金 十一万四百円

に掲げる額に満たないときは、昭和四十七年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

二 障害年金 別表第四の七に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額）

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

四 第一項又は第二項の規定の適用を受ける前

項第二号又は第三号に掲げる年金の額が、同

項第二号又は第三号に掲げる額に満たない

ときは、昭和四十八年一月分以後、その額を

その読み替えた同項第二号又は第三号に

掲げる額に改定する。

五 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適

用を受ける年金の額の改定について、第二条

の二第三項及び第四項の規定は、前二項の規

定の適用を受ける年金の額の改定について、

それぞれ準用する。この場合において、同条

第三項中「一万二千円」とあるのは、「二万四

百円」と読み替えるものとする。

第一条の四の次に次の二条を加える。

（昭和四十七年度における旧法による年金の額の改定）

第二条の五 第一項の五の規定は、前条第二項

の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の

規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）

の額の改定について、第二条の五の規定は、

改定された年金額の算定の基礎となつてい

る仮定俸給）に対応する別表第一の七の仮定

俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に

の基礎となるべき仮定俸給又は同条第三項に

おいて読み替えた同条第二項の規定により

改定された年金額の算定の基礎となつてい

る。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表

第五条の五第三項」に改め。第五条第三項の下に「及び第五条の五第三項」を加える。

第四条の四の次に次の二条を加える。

（昭和四十七年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金等の額の改定）

第五条の五 昭和三十五年四月一日から昭和四

十五年三月三十一日までの間に新法の退職を

した組合員（第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、

減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（以下

この条において「昭和四十五年三月三十一日以前の年金」という。）で、昭和四十七年九月

第四条第一項中「及び第五条」を、第五条及び第五条の五に改め、同条第五項中「以下この項及び第五条第三項」を「第五条第三項及び

この場合においては、第一条第四項後段

三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる額のうちいずれか多い額に改定する。

6

前二項の規定は、昭和三十五年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に新法附則の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和四十七年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

6

第四項までの規定に準じて年金の額を改定する。

五

**第六条第一号中「第三条の四」を「第三条の五」に改める。**  
第七条中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。  
別表第一の六の次に次の一表を加える。

三

仮定

一四、九八〇円

一六、九四〇

別表第一の七

2 第四条の五第一項の規定は、前項の規定の

別表第一の六の次に次の二表を加える。

一四、九八〇 円  
一五、三九〇  
一六、四九〇  
一六、九四〇

一五、七五〇	一六、二六〇	一七、九八〇	一八、八五〇	一九、七〇〇	二〇、五八〇	二一、四四〇	二二、三三〇	二三、二二〇	二四、○八〇	二五、七七〇	二六、五〇〇	二七、三八〇	二八、二八〇	二九、二六〇	二一〇、二四〇	三一、四八〇	三二、二四〇	三三、二五〇	三四、二三〇	三六、一八〇	四〇、一六〇	四一、三六〇	四三、四七〇	四四、五三〇	四六、○七〇	四六、九六〇	四九、五七〇	五〇、八六〇	五二、二〇〇	五四、八一〇	五七、四三〇	五八、一二〇
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一七、三四〇  
一七、九〇〇  
一八、二四〇  
一八、八〇〇  
一九、六九〇  
二〇、七五〇  
二一、六九〇  
二二、六〇〇  
二三、六一〇  
二四、五九〇  
二五、一九〇  
二六、八〇〇  
二六、五一〇  
二七、五〇〇  
二八、三七〇  
二九、一八〇  
三〇、一五〇  
三一、一四〇  
三二、一九〇  
三三、二九〇  
三四、六〇〇  
三五、五〇〇  
三六、六一〇  
三七、六八〇  
三九、八三〇  
四〇、三八〇  
四一、〇四〇  
四四、一一〇  
四六、六四〇  
四七、八六〇  
四九、〇三〇  
五〇、七二〇  
五二、七〇〇  
五六、〇〇〇  
五七、四七〇  
六〇、三五〇  
六二、一三〇  
六三、九九〇

別表第三の七

## 別表第一の六の下欄に掲げる仮定俸給

率

一〇一、八〇〇円以上のもの

九三、六二〇円をこえ一〇一、八〇〇円未満のもの

八九、五〇〇円をこえ九三、六二〇円以下のもの

八六、二三〇円をこえ八九、五〇〇円以下のもの

六〇、三四〇円をこえ八六、二三〇円以下のもの

五七、四八〇円をこえ六〇、三四〇円以下のもの

五一、七〇〇円をこえ五七、四八〇円以下のもの

四一、〇三〇円をこえ五一、七〇〇円以下のもの

九三、六一〇円をこえ四二、〇三〇円以下のもの

九七、七二〇円をこえ四二、〇三〇円以下のもの

一〇一、八〇〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一〇四、三六〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一一二、四〇〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一一七、一二〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一二二、四〇〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一二七、七四〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一二一〇、四三〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一二三、〇四〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一二八、三四〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一二〇、七七〇円をこえ三五、五〇〇円以下のもの

一二六、五一〇円をこえ二七、五一〇円以下のもの

一二五、八〇〇円をこえ二六、五一〇円以下のもの

一二一、一四〇円をこえ二五、八〇〇円以下のもの

一二七、五一〇円をこえ二五、八〇〇円以下のもの

一二四、五八〇円をこえ一五、一九〇円以下のもの

一二三、六一〇円をこえ一四、五八〇円以下のもの

一二八、九四〇円をこえ二三、六一〇円以下のもの

一二三、六六〇円をこえ二三、六一〇円以下のもの

一二一、六六〇円以下のもの

別表第四の六の次に次の二表を加える。

別表第四の七

障害の等級

年

金額

## 備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の六の仮定俸給の額が一四、九八〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・一〇一を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第二の六の次に次の二表を加える。

## 備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「五一〇、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「五九三、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十日まで	一一〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十日まで	一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十日まで	一・七五六
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十日まで	一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで	一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで	一・四二七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日まで	一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日まで	一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十日まで	一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十日まで	一・一〇一

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号))の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「次の期間」を、「在職年の計算において除算することとされている恩給公務員期間(法律第二百五十五号附則第四十四条の規定による年金たる給付を同条に規定する年金たる恩給)とみなしたならば同条の規定の適用を受けることとなるべき者を含む。」の下に「でその職員となつた日の前日まで引き続いているもの」を加える。

第七条第一項第一号中「でその後職員となつた」を「及び当該外國政府又は法人に勤務した後引き続いて職員となつた者で同日まで引き続き勤務していた」に改め、「認められるものを含む。」の下に「でその職員となつた日の前日まで引き続いているもの」を削り、「同日の」を「昭和二十一年八月八日の」に改め、「認められるものを含む。」の下に「でその後職員となつた」を「及び当該外國政府又は法人に勤務した後引き続いて職員となつた者で同日まで引き続き勤務していた」に改める。

第七条第一項中「第二条の四」を「第二条の五」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第十一一条第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける者」を「政令で定める者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により共済組合法の規定を適用して支給する給付の額の計算の基礎となる俸給の額については、第四条の二第二項の規定の例に準じ、政令で定める。

3 第一項の規定による年金たる長期給付の額は、次の各号に掲げる年金に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 退職年金 共済組合法の規定により算定した額から俸給日額の一・七日分(琉球等在職期間が二十年をこえる部分については、一・八日分)に琉球等在職期間を乗じて得た額を控除した金額

二 廃疾年金 共済組合法の規定により算定した額から俸給日額の一・三五日分(琉球等在職期間が二十年をこえる部分については、一・八日分)に琉球等在職期間を乗じて得た額を控除した金額

第三十三条中「十六万九千四百六十円」を「二十四万円」に改める。

第四十五条第二項第二号中「該当する勤続在職年」の下に「(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第二百一十一号)附則第二十一条第一項の規定の適用を受ける恩給の基礎となるべき在職年を含む。)を、「これらの規定」の

下に「又はその例」を加える。

第五十一条の二第四項第三号中「でその後地方の職員等となつた」を「及び当該外國政府又は法人に勤務した後引き続いて地方の職員等となつた者で同日まで引き続いて勤務していた」に改め、同項第四号中「でその後地方の職員等となつた」を「及び職員等のうち、当該特殊機関に勤務するため退職し、当該特殊機関に勤務した後引き続いて地方の職員等となつた者で同日まで引き続いて勤務していた」に改める。

別表中「四五五、〇〇〇円」を「九五三、二〇〇円」に、「三六六、〇〇〇円」を「六二一、一〇〇円」に、「一五四、〇〇〇円」を「四一三、二〇〇円」に改め、同表の備考三中「一万千円」を「二万四百円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二条の四」を「第二条の五」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十六号)の一部を次のように改める。

第四条の二第一項中「奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第十一一条第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける者」を「政令で定める者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により共済組合法の規定を適用して支給する給付の額の計算の基礎となる俸

給の額については、第四条の二第二項の規定の例に準じ、政令で定める。

3 第一項の規定による年金たる長期給付の額

は、次の各号に掲げる年金に応じ当該各号に

掲げる金額とする。

一 退職年金 共済組合法の規定により算定した額から俸給日額の一・七日分(琉球等在職期間が二十年をこえる部分については、一・八日分)に琉球等在職期間を乗じて得た額を控除した金額

二 廃疾年金 共済組合法の規定により算定した額から俸給日額の一・三五日分(琉球等在職期間が二十年をこえる部分については、一・八日分)に琉球等在職期間を乗じて得た額を控除した金額

三 在職期間が二十年をこえる部分について

は、その退職したものとみなされた當時の

俸給の額に基づき政令で定める方法により算

定して得た額とする。

第十一条の二

琉球諸島民政府職員として在職した者(政令で定める者を除く。)について

は、その在職した期間(その在職した者が昭和二十一年一月二十九日前において元南西諸島官公署職員として在職していた者(政令で定める者を除く。))である場合には、その在職

していた期間を含む。以下「琉球等在職期間」という。)を共済組合法の組合員たる職員として在職した期間とみなし、かつ、同法の規定

中長期給付に関する部分の規定(掛け金に関する部分の規定を除く。)を適用するとしたなら

ば同法に基づく年金たる長期給付を受ける権利を有することとなるときは、政令で定める

共済組合が、その者又はその遺族に対し、当

該年金たる長期給付を支給する。この場合に

おいては、第四条の二の規定は、適用しな

い。





いるが、従軍日赤看護婦のみが恩給法の適用から除外されている。

第六十七回国会内閣委員会会議録第六号中正誤

正誤段行

三

正

二  
三  
から  
終わり  
予究

一六一

7

1

三

九

「四時終わり三から」

フ  
エ  
ザ  
ー

ミール・フェザー

おります

昭和四十七年三月七日印刷

昭和四十七年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A